

令和4年3月17日

学生・保護者の皆様へ

教育・学生担当理事  
カリキュラム改革担当副学長

### 令和4年度における授業形態について

本学は、令和4年度の授業において、学生の皆さんの価値ある学修機会の確保と、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を両立するため、下記の方針で実施しますので、学生の皆さんは、シラバスやまなびネット、授業担当教員とのコミュニケーションを通じて、授業方式、授業内容等をこまめに確認するよう心掛けてください。

#### 記

1. 令和3年度に引き続き、対面授業と遠隔授業を併用して実施する。  
ただし、以下の点が令和3年度と異なるため、注意すること。

- ・ **令和4年度から別紙の授業科目を「メディア授業（※）」として開講する。**
  - ※「メディア授業」は、遠隔方式にて実施する授業時数が半数を超える授業（例：授業15回のうち8回以上）で、授業担当教員が申請し、大学が許可したものを指す。
  - ※「メディア授業」として開講する授業科目は、シラバス「メディア授業」欄に「○」と表記する。
- ・ **卒業要件として修得すべき単位のうち、「メディア授業」として開講した授業により修得できる単位数は、60単位を超えることはできない。**  
現在は別紙の13科目のみであるが、今後、「メディア授業」として開講する授業科目が増えた場合に備えて、各自、メディア授業科目の修得単位数に留意すること。

2. 遠隔授業の実施にあたっては、対面授業と同等の質を確保する。
3. 遠隔授業は、オンデマンド型での実施とする。（大学院の授業で、履修学生が前後の時間帯に他の対面形式による授業科目がないとわかっている場合や、夜間開講科目や休日等で実施される集中講義科目の場合には、同時双方向（リアルタイム）型で実施することがある。）  
ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、授業の実施方針が「遠隔授業のみによる実施」に変更となった場合には、同時双方向（リアルタイム）型を併用する。
4. 遠隔授業（オンデマンド型）は、「まなびネット」の利用を原則とする。  
また、遠隔授業（オンデマンド型）の1回分の授業で設ける学修可能期間については3～4日程度にゆとりを持って設定するので、この期間を活用して、先生に積極的に質問するなどして、授業内容の理解に努めること。
5. 全ての授業について、シラバスの授業方式欄に実施方法（「対面授業」、「遠隔授業」又は「対面授業と遠隔授業の併用」）を記載するので確認すること。
6. 対面授業について、1教室あたりの受講者収容可能人数は教室収容定員の3分の2程度とする。授業中はマスクを着用するとともに、互いの距離を保つ、適宜換気を行う、使用後の教室を清潔に保つ等、各自が感染防止に努めること。
7. この方針は、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に応じて見直しを行う場合がある。

以上

○本学が「メディア授業」として開講する授業科目

(共通教育科目)

- ・キャリアデザインⅠ
- ・キャリアデザインⅡ
- ・特別支援教育基礎
- ・発達障害のある児童生徒理解基礎
- ・外国人児童生徒支援教育
- ・情報の活用と管理
- ・学校保健・学校安全
- ・情報教育入門

(専門教育科目)

- ・情報デザイン(専攻科目)

(自由科目)

- ・学校経営と学校図書館
- ・学校図書館メディアの構成
- ・読書と豊かな人間性
- ・情報メディアの活用

○メディア授業について

【本学学則第72条第3項】

第1項の規定により卒業要件として修得すべき単位のうち、第40条第2項に定める授業(=多様なメディアを高度に利用した、いわゆる「メディア授業」)の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。